

仕 様 書

- 1 委託名称 玉名市岱明B & G海洋センタープール監視業務
- 2 委託場所 玉名市岱明町中土590番地
- 3 委託期間 令和4年6月1日から令和4年9月30日まで
- 4 開場時間等 毎日 9時30分から17時00分まで・・・6月、7月、8月、9月
毎日17時00分から21時00分まで・・・7月、8月
ただし、月曜日は休館日のため除く（祝日の場合は翌営業日）
- 5 監視人員 プールの面積に応じた法令適正配置人員とすること。
※ 人員のうち1名以上は、プール監視の安全確保に関する資格（プール安全管理者資格・水泳指導管理士資格・水上安全法、救助員資格など）取得者を配置すること。
※ 監視する人員は、業務前までに法令で定める安全講習等を受講すること。
- 6 業務内容 プールの監視、更衣室・シャワー室・プールサイドの清掃
- 7 委託内訳

種別	積算項目	日数	単価	金額
プール監視業務及び清掃業務	9:30 から 17:00	143		
	17:00 から 21:00	53		

- 8 施設の概要

項目 建設施設	建設地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	工賃 (万円)	完成
体育館 上屋付 プール	玉名市岱明町 中土590	14,347	1716.17	33,500	昭和60年 4月15日
			25M×6 コース		
			幼児用プール		

プールの配置図（次ページ参照）

プール人員配置図（一例）



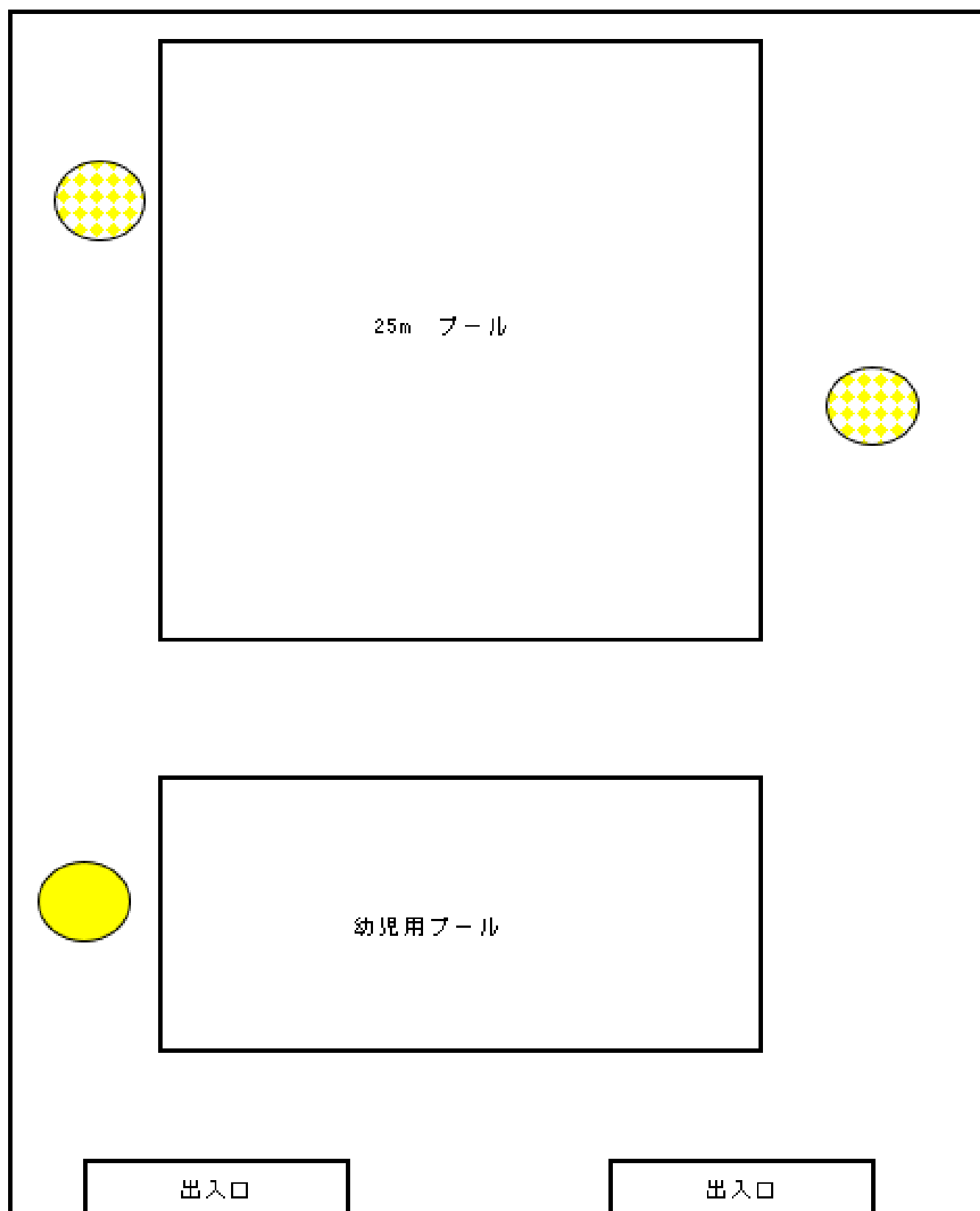
・・・

25mプール監視人員 監視場所



・・・

幼児プール監視人員 監視場所



玉名市岱明中央公園グラウンド管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施設名	岱明中央公園
所在地	熊本県玉名市岱明町中土556番地
委託期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 但し、業務については、週4日勤務とする。 (年末年始12月28日から1月4日の期間は休業)
業務時間	午前8時30分から午後5時まで

1. 業務内容

岱明中央公園グラウンド・テニスコート整備及び管理業務
公園内の草刈（機械使用）・除草・清掃（草刈・除草の運搬処分及び燃料費等も含む）

2. 特記事項

岱明中央公園グラウンドで火災、その他の事故が発生した場合は、速やかに発生箇所を探知確認し、消防本部、警察署、施設管理者及び職員にその旨を通知し、部所につき対応すること。

玉名市岱明中央公園緑地維持管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施設名 岱明中央公園

所在地 熊本県玉名市岱明町中土556番地

委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(年末年始12月28日から1月4日の期間は休業)

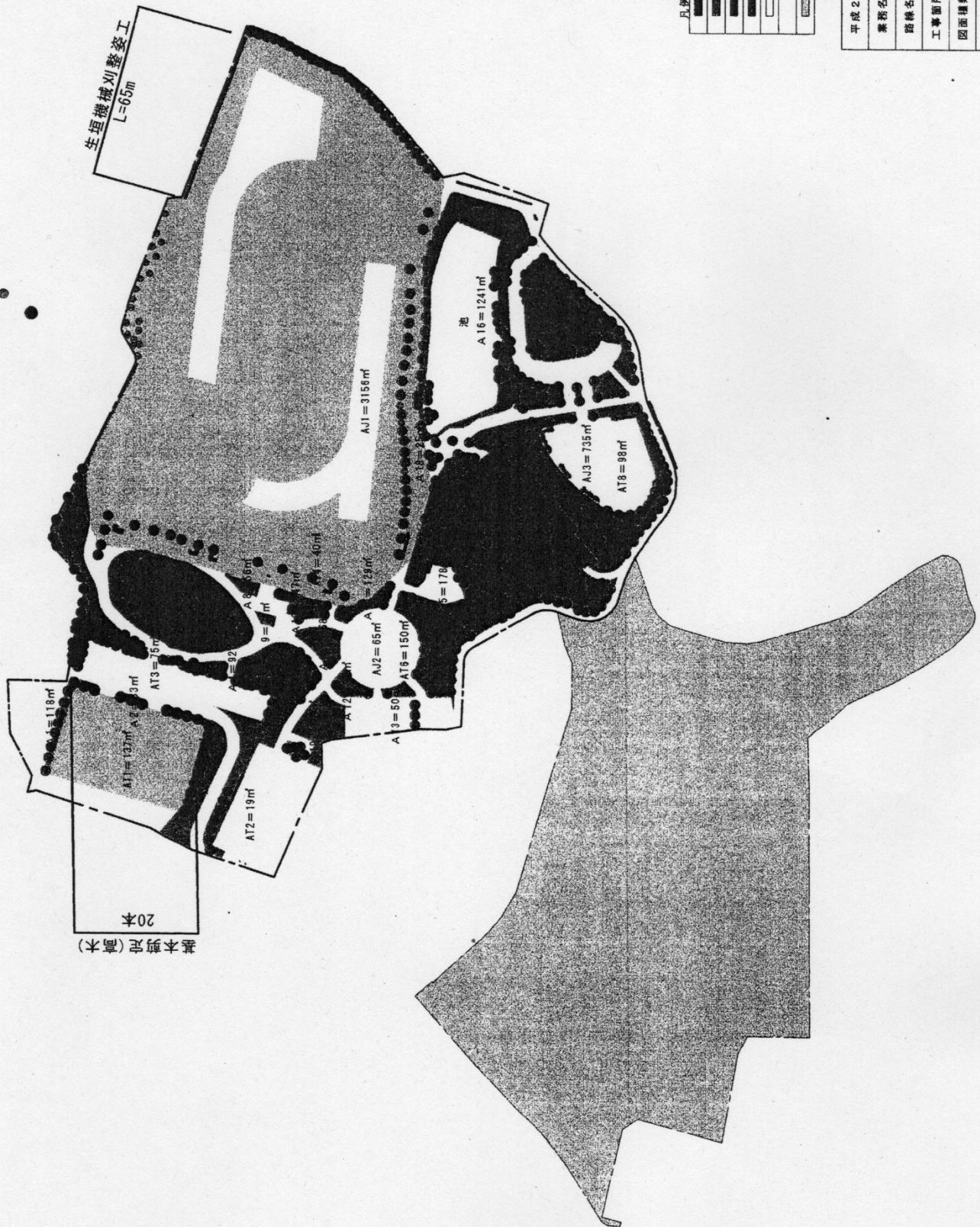
作業範囲 (別紙図面)

- | | | | |
|----|--|------|-----|
| 1) | 芝刈り、除草 | 作業回数 | 年2回 |
| | $A = (11,229 \text{ m}^2 - 632 \text{ m}^2) \times 2 \text{ 回} = 21,194 \text{ m}^2$ | | |
| 2) | 薬剤除草(除草剤散布) | 作業回数 | 年2回 |
| | $A = 3,956 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 回} = 7,912 \text{ m}^2$ | | |
| 3) | 病虫害防除(低木) | 作業回数 | 年2回 |
| | $A = 632 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 回} = 1,264 \text{ m}^2$ | | |
| 4) | 病虫害防除(高中木) | 作業回数 | 年2回 |
| | $S = 27 \text{ 本} \times 2 \text{ 回} = 54 \text{ 本}$ | | |
| 5) | 刈込み(生垣 H=1.5m~) | 作業回数 | 年1回 |
| | $L = 65 \text{ m} \times 1 \text{ 回} = 65 \text{ m}$ | | |
| 6) | 基本剪定(高中木) | 作業回数 | 年1回 |
| | $S = 20 \text{ 本} \times 1 \text{ 回} = 20 \text{ 本}$ | | |
| 7) | 刈込み(低木) | 作業回数 | 年2回 |
| | $A = 632 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 回} = 1,264 \text{ m}^2$ | | |

作業時期 主に6月から10月頃に実施する。

- 1 本業務の実施にあたっては、各作業前に施設管理者及び市都市整備課公園係（以下、市という）と協議を行い、必要な指示を受けること。
- 2 本業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一損害が生じた場合は、遅延なく施設管理者及び市に連絡し、必要な措置をとること。
- 3 殺虫・殺菌剤、除草剤散布の際には、公園利用者に周知するため、日時や範囲を掲示すること。
- 4 作業後は、業務完了通知書及び作業にかかる状況写真、使用する機械、材料等管理写真を添付した報告書を提出すること。
- 5 本業務は、工種ごとに作業回数及び作業内容の確認検査を行う。作業終了後は、施設管理者または市に連絡し検査立会いを行うこと。
- 6 委託期間中は、公園の維持管理に努め、必要な作業が生じた場合は、施設管理者または市と協議すること。
- 7 除草、集草後の積込や荷卸、処分運搬についても本委託業務の一連作業とする。
- 8 10月第一日曜日は岱明町支館対抗体育祭を開催するため、安全に利用できるよう期日前に点検や作業を行うこと。
- 9 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

明 中 央 公 園 全 體 平 面 圖



凡例	高木 (樹高3m以上)	中木	低木	芝生類	除草劑散布區域		B & G 管理區域
							

平成28年度			
業務名	佐明中央公園緑地維持管理業務委託		
路線名	佐明中央公園及び B&Gスポーツセンター		
工事箇所	五名市佐明町中土		
図面種類	現況平面図		
縮尺	S=1:1000		
図面番号	全	葉	第 号
審査	設計	製図	繕写

玉名市岱明 B&G 海洋センター緑地維持管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名	岱明 B&G 海洋センター
所 在 地	熊本県玉名市岱明町中土 5 9 0 番地
委 託 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

委託業務内容

岱明中央公園に隣接する岱明 B&G 海洋センター敷地内の緑地の維持管理作業業務

1. 作業の概要

草刈り・芝刈り（年 3 回）、剪定（年 2 回）、樹木の消毒（年 2 回）、除草（年 2 回）、施肥（年 1 回）
※緑地状況により、各回数を変更し施設が安全に使用できるよう対応すること。

2. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

玉名市横島体育館及びグラウンド緑地維持管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名 横島体育館・横島グラウンド
所 在 地 熊本県玉名市横島町横島 3779 番地
委 託 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

委託業務内容

横島体育館及びグラウンドの緑地維持管理業務

1. 作業の概要（別紙図面の該当箇所）

草刈り・運搬（年3回）、剪定（年2回）、樹木の消毒（年2回）、除草（年2回）、施肥（年1回）

※緑地状況により、各回数を変更し施設が安全に使用できるよう対応すること。

2. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

玉名市天水グラウンド等緑地維持管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名	天水グラウンド・天水テニスコート・天水相撲場・天水体育館等共用部分 天水グラウンド
所 在 地	熊本県玉名市天水町小天4034番地1 天水テニスコート、天水相撲場、天水体育館等共用部分 玉名市天水町小天7237番地1
委 託 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

委託業務内容

天水グラウンドほか併設する施設とその共用敷地内の維持管理作業業務

1. 作業の概要

(1) 除草作業

草刈り・運搬（年3回）、剪定（年2回）、樹木の消毒（年2回）、除草（随時）、施肥（年1回）

※緑地状況により、各回数を変更し施設が安全に使用できるよう対応すること。

(2) 管理作業

駐車場等施設周辺清掃、側溝等安全確認、清掃

2. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

玉名市岱明 B&G 海洋センター消防用設備点検業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

対 象 施 設 名	岱明 B&G 海洋センター及びプール
所 在 地	熊本県玉名市岱明町中土 5 9 0 番地

2. 業務及び点検内容

消防法第 17 条 3 の 3 に基づく総合点検（機器点検を含む）及び外観・機能点検等において下記項目のうち施設に該当するものについて法令で定める回数を実施するものとする。

点検器具	点 検 項 目
消化器具	設置状況、表示・標識、消火器外形、消火器の内部等・機能、消火器の耐圧性能、簡易消火用具、消化器維持台帳
屋内消火栓設備	水源、加圧送水装置、配管等、屋内消火栓箱等、総合点検、消防用ホース維持台帳
粉末消火設備	蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等、ホース等
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）、受信機、感知器、発信機、音響装置、総合点検
誘導灯及び誘導標識	誘導灯（外箱・表示面）、非常電源、光源、点検スイッチ、ヒューズ類、結線接続、開閉器・遮断器、絶縁抵抗、耐熱保護
排煙設備	防煙区画壁、起動装置、総合点検

3. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

また、必要書類について、関係監督省庁へ提出し承認を得ること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

（指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする）

玉名市横島体育館消防用設備点検業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

対 象 施 設 名	横島体育館
所 在 地	熊本県玉名市横島町横島 3 8 0 8 番地

2. 業務及び点検内容

消防法第 1 7 条 3 の 3 に基づく総合点検（機器点検を含む）及び外観・機能点検等において下記項目のうち施設に該当するものについて法令で定める回数を実施するものとする。

点検器具	点 検 項 目
消化器具	設置状況、表示・標識、消火器外形、消火器の内部等・機能、消火器の耐圧性能、簡易消火用具、消化器維持台帳
屋内消火栓設備	水源、加圧送水装置、配管等、屋内消火栓箱等、総合点検、消防用ホース維持台帳
粉末消火設備	蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等、ホース等
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）、受信機、感知器、発信機、音響装置、総合点検
誘導灯及び誘導標識	誘導灯（外箱・表示面）、非常電源、光源、点検スイッチ、ヒューズ類、結線接続
排煙設備	防煙区画壁、起動装置、総合点検

3. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

また、必要書類については、関係監督省庁へ提出し承認を得ること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで （指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする）

玉名市天水体育館消防用設備点検業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

対 象 施 設 名	天水体育館
所 在 地	熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1

2. 業務及び点検内容

消防法第 1 7 条 3 の 3 に基づく総合点検（機器点検を含む）及び外観・機能点検等において下記項目のうち施設に該当するものについて法令で定める回数を実施するものとする。

点検器具		点 検 項 目
消化器具		設置状況、表示・標識、消火器外形、消火器の内部等・機能、消火器の耐圧性能、簡易消火用具、消化器維持台帳
屋内消火栓設備		水源、加圧送水装置、配管等、屋内消火栓箱等、総合点検、消防用ホース維持台帳
粉末消火設備		蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等、ホース等
自動火災報知設備		予備電源・非常電源（内蔵型）、受信機、感知器、発信機、音響装置、総合点検
誘導灯及び誘導標識		誘導灯（外箱・表示面）、非常電源、光源、点検スイッチ、ヒューズ類、結線接続
排煙設備		防煙区画壁、起動装置、総合点検
非常電源	（非常電源専用受電設備）	設置状況、配分電盤、変圧器、コンデンサー、開閉器・遮断器、接地、結線接続、耐震措置、予備品等、接地抵抗、絶縁抵抗、高圧
	（自家発電設備）	設置状況、表示、自家発電装置、始動装置、制御装置、保護装置、計器類、燃料容器等、冷却水タンク、換気筒、配管、結線接続、接地、始動性能、運転性能、停止性能、耐震措置、予備品等、総合点検、
	（蓄電池設備）	設置状況、蓄電池、充電装置、逆変換装置、結線接続、耐震措置、予備品等、総合点検

3. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

また、必要書類については、関係監督省庁へ提出し承認を得ること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで（指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする）

玉名市岱明 B&G 海洋センター自家用電気工作物保安管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施 設 名	岱明 B&G 海洋センター		
所 在 地	熊本県玉名市岱明町中土 5 9 0 番地		
最 大 電 力	4 0 KW		
需 要 設 備	設備容量 50KVA	受電電力 40KW	受電電圧 6,600V
非常用予備発電装置	定格容量 KVA	定格出力 KW	定格電圧 V

2. 業務及び点検内容

電気工作物の維持及び運用に関する法令・基準等に基づいて次の保安管理業務を実施する。

- ①電気工作物の維持及び運用についての点検、測定及び試験
- ②電気事故発生時における応急措置、事故原因の探求の協力及び再発防止の助言並びに必要なに応じた臨時点検
- ③法令に基づく立入検査の立会い
- ④自家用工作物の設置または変更工事（設計の審査、工事期間中の点検、竣工検査）
- ⑤自家用工作物の設置・変更若しくは事故等の際の申請書・届出書等の作成・手続

点検対象	受電設備・配電設備・電気使用場所の設備・非常用予備発電装置 小出力発電設備・蓄電池設備・絶縁常時監視装置
点検、測定及び試験項目	外観点検、観察点検、電圧・電流・漏れ電流測定、接地抵抗測定 絶縁抵抗測定、保護継電器試験、絶縁動作試験、その他
点検の頻度	月次点検 隔月 1 回 年次点検 年 1 回（年次点検 A 3 年 2 回、年次点検 B 3 年 1 回） ※ A 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験 ※ B 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験 臨時点検 必要の都度 工事期間中 毎週 1 回 竣工検査 必要の都度

3. 点検については、原則として施設の休館日とし、事前に協議の上、実施すること。

業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

また、必要書類については、関係監督省庁へ提出し承認を得ること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
(指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする)

玉名市天水体育館自家用電気工作物保安全管理業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施 設 名	天水体育館
所 在 地	熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1
最 大 電 力	5 5 KW
需 要 設 備	設備容量 72KVA 受電電力 55KW 受電電圧 6,600V
非常用予備発電装置	定格容量 30KVA 定格出力 24 KW 定格電圧 220V

2. 業務及び点検内容

電気工作物の維持及び運用に関する法令・基準等に基づいて次の保安全管理業務を実施する。

- ①電気工作物の維持及び運用についての点検、測定及び試験
- ②電気事故発生時における応急措置、事故原因の探求の協力及び再発防止の助言並びに必要なに応じた臨時点検
- ③法令に基づく立入検査の立会い
- ④自家用工作物の設置または変更工事（設計の審査、工事期間中の点検、竣工検査）
- ⑤自家用工作物の設置・変更若しくは事故等の際の申請書・届出書等の作成・手続

点検対象	受電設備・配電設備・電気使用場所の設備・非常用予備発電装置 小出力発電設備・蓄電池設備・絶縁常時監視装置
点検、測定及び試験項目	外観点検、観察点検、電圧・電流・漏れ電流測定、接地抵抗測定 絶縁抵抗測定、保護継電器試験、絶縁動作試験、その他
点検の頻度	月次点検 隔月 1 回 年次点検 年 1 回（年次点検 A 3 年 2 回、年次点検 B 3 年 1 回） ※ A 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験 ※ B 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験 臨時点検 必要の都度 工事期間中 毎週 1 回 竣工検査 必要の都度

3. 点検については、原則として平日において、事前に協議の上、実施すること。

業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

また、必要書類については、関係監督省庁へ提出し承認を得ること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで (指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする)

玉名市岱明 B&G 海洋センタープール浄化装置点検業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

対 象 施 設 名	岱明 B&G 海洋センタープール
所 在 地	熊本県玉名市岱明町中土 5 9 0 番地

2. 業務及び点検内容

プール浄化装置が円滑に稼動し、その機能を保持するために、保守点検業務を行うものとする。

①装置の保守点検に関する業務 年 2 回（プール使用開始時と終了時）

②装置の修理、補修、部品交換に関する業務

区 分	点検箇所	区 分	点検箇所	区 分	点検箇所
装 置 本 体	タンク本体、 圧力計 配管 塗装 ろ過砂具	操 作 盤	NFB マグネットスイッチ 押ボタンスイッチ 表示灯 電流計	集 毛 器	網籠 パッキン 締金具
弁 類	操作弁 ゲート弁 逆止弁 空気抜き弁 ドレン弁	滅 菌 器	注入ポンプ 薬液槽 DF 弁 CH 弁 ホース	ポ ン プ	ポンプモーター カップリング グランドパッキン

ポンプモーター絶縁抵抗、電流値及び圧力

3. 点検については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

玉名市天水体育館浄化槽維持管理業務委託（仕様書）

浄化槽維持管理業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施設名 天水体育館（熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1）
 浄化槽 規模 50 人槽
 処理 嫌気ろ床接触ばっ気、分離接触ばっ気、接触ばっ気、
 長時間ばっ気、標準活性汚泥、散水ろ床 など
 水量 7.2 m³/日
 BOD — mg/L
 点検 月 1 回

2. 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及びその他関係法令等に基づいて以下の維持管理業務を行うこと。

- ① 汚泥の調整
- ② 空気量の調整
- ③ 逆流洗浄
- ④ スカムの返送、移送
- ⑤ 消毒剤の補給
- ⑥ 放流水質検査及び年 1 回の検査機関における水質分析（BOD 検査を含む）
- ⑦ その他浄化槽関連設備の調整点検
- ⑧ 点検内容及び機能状態の記録及び報告

3. 汚泥の抜き取り清掃及び調整については、年 1 回以上実施し、業務完了後に、完了報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5. 点検は、原則、平日行うこととする。

玉名市天水体育館外トイレ浄化槽維持管理業務委託（仕様書）

浄化槽維持管理業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施設名	天水体育館外トイレ（熊本県玉名市天水町小天7237番地1）
浄化槽	規模 10人槽
処理	嫌気ろ床接触ばっ気、分離接触ばっ気、接触ばっ気、 長時間ばっ気、標準活性汚泥、散水ろ床 など
水量	－ $\text{m}^3/\text{日}$
BOD	－ mg/L
点検	月1回

2. 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及びその他関係法令等に基づいて以下の維持管理業務を行うこと。

- ① 汚泥の調整
- ② 空気量の調整
- ③ 逆流洗浄
- ④ スカムの返送、移送
- ⑤ 消毒剤の補給
- ⑥ 放流水質検査及び年1回の検査機関における水質分析（BOD検査を含む）
- ⑦ その他浄化槽関連設備の調整点検
- ⑧ 点検内容及び機能状態の記録及び報告

3. 汚泥の抜き取り清掃及び調整については、年1回以上実施し、業務完了後に、完了報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5. 点検は、原則、平日行うこととする。

玉名市天水グラウンド浄化槽維持管理業務委託（仕様書）

浄化槽維持管理業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施設名	天水グラウンドトイレ（熊本県玉名市天水町小天4076番地）
浄化槽	規模 75人槽
処理	嫌気ろ床接触ばっ気、分離接触ばっ気、接触ばっ気、 長時間ばっ気、標準活性汚泥、散水ろ床 など
水量	－ m ³ /日
BOD	－ mg/L
点検	月1回

2. 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及びその他関係法令等に基づいて以下の維持管理業務を行うこと。

- ① 汚泥の調整
- ② 空気量の調整
- ③ 逆流洗浄
- ④ スカムの返送、移送
- ⑤ 消毒剤の補給
- ⑥ 放流水質検査及び年1回の検査機関における水質分析（BOD検査を含む）
- ⑦ その他浄化槽関連設備の調整点検
- ⑧ 点検内容及び機能状態の記録及び報告

3. 汚泥の抜き取り清掃及び調整については、年1回以上実施し、業務完了後に、完了報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5. 点検は、原則、平日行うこととする。

玉名市岱明 B&G 海洋センター清掃業務委託（仕様書）

この仕様書は、清掃作業の概要を示すものであり、本書の記載のない事項で、委託者が建物の管理上必要と認めた作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 契約件名

岱明 B&G 海洋センター清掃業務委託

2 清掃作業委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 業務の場所及び業務内容

(1) 作業場所

熊本県玉名市岱明町中土 590 番地

岱明 B&G 海洋センター

(2) 業務内容

① トイレ・シャワールームの定期清掃 週 1 回（月 4 回）計 48 回

② フロアの清掃 年 4 回

③ 事務所、ロビー及びミーティング室の清掃 年 2 回

(3) 業務内訳

① 大便器清掃 計 5 基

② 小便器清掃 計 5 基

③ 洗面台清掃 計 6 基

④ シャワールーム清掃 一式

⑤ 体育館フロアドレッシングオイル 1,176 m²

事務所他洗浄ワックス仕上げ 211 m²

4 本業務の実施にあたっては、事前に施設管理者と連絡を取り、必要な指示を受けることとする。

5 本業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一損害が生じた場合は、遅滞なく施設管理者と連絡を取り、必要な措置をとるものとする。

6 本業務を行う場合には報告書を作成し、各月の業務終了時に作業開始前、作業状況及び作業終了後の写真を添付し提出するものとする。

7 本仕様書に定めのない事項については、協議を行うものとする。

玉名市岱明中央公園トイレ清掃業務委託（仕様書）

この仕様書は、岱明中央公園内トイレ清掃作業の概要を示すものであり、本書の記載のない事項で、委託者が建物の管理上必要と認めた作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 契約件名

岱明中央公園トイレ清掃業務委託

2 清掃作業委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務の場所及び業務内容

(1) 作業場所

熊本県玉名市岱明町中土556番地ほか

岱明中央公園内トイレ

(2) 業務内容

①トイレ定期清掃 週1回（月4回または月5回）

(3) 業務内訳

①大便器清掃	計 11 基
②小便器清掃	計 6 基
③洗面台清掃	計 5 基
④土間タイル清掃	一式
⑤その他トイレ建物において清掃が必要な箇所	

4 本業務の実施にあたっては、事前に施設管理者と連絡をとり、必要な指示を受けることとする。

5 本業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一損害が生じた場合は、遅滞なく施設管理者と連絡をとり、必要な措置をとるものとする。

6 本業務を行う場合には、各月の業務終了時に作業開始前、作業状況及び作業終了後の写真を添付し提出するものとする。

7 業務にかかる用具や消耗品等は受託者の負担により調達しなければならない。

8 建物等に異常や故障等を発見した場合は、ただちに施設管理者または市都市整備課公園係まで報告すること。

9 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行うものとする。

玉名市横島体育館等清掃業務（仕様書）

この仕様書は、清掃作業の概要を示すものであり、本書に記載のない事項で、委託者が建物の管理上必要と認めた作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 契約件名

横島体育館等清掃業務委託

2 清掃作業委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務の場所及び業務内容

(1) 作業場所 熊本県玉名市横島町横島3808番地

横島体育館内及び屋外トイレ

(2) 業務内容 日常清掃業務の実施（以下のとおり）

【日常清掃業務】

清 掃 箇 所	作 業 方 法	備 考
体育館トイレ 男女各1箇所 多目的1箇所 屋外トイレ 男女各1箇所	便器は洗剤を使用しブラシで清掃 洗面台・鏡・床の清掃 トイレットペーパーの補充	週3回程度
体育館 廊下、ロビー、更衣室	適したほうきによる掃き作業 床材に適したモップによる拭き	週3回程度
体育館 ゴミ箱	ゴミの回収及び清掃 ゴミ収集日におけるゴミの搬出	週3回程度 指定日

清掃日：日・祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く期間

作業時間：8時30分～15時30分までの6時間実働

- 4 本業務の実施にあたっては、事前に施設管理者と連絡をとり、必要な指示を受けることとする。
- 5 本業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一損害が生じた場合は、遅滞なく施設管理者と連絡をとり、必要な措置をとるものとする。
- 6 清掃業務従事者は、業務終了後清掃業務実施状況を日誌に記載し、施設管理者の検印を必要とする。
- 7 本仕様書に疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については、協議を行うものとする。

玉名市天水体育館等清掃業務委託（仕様書）

この仕様書は、清掃作業の大要を示すものであり、本書に記載のない事項で、委託者が建物の管理上必要と認めた作業については、受託者は契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 契約件名

天水体育館等清掃業務委託

2 清掃作業委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務の場所及び業務内容

(1) 作業場所 熊本県玉名市天水町小天7237番地1

天水体育館内及び屋外トイレ

熊本県玉名市天水町小天4076番地

天水グラウンドトイレ

(2) 業務内容 日常清掃業務の実施（以下のとおり）

【日常清掃業務】

清 掃 箇 所	作 業 方 法	備 考
体育館トイレ（2階） 男女各1箇所 多目的1箇所 屋外トイレ 男女各1箇所 グラウンドトイレ 男女各1箇所 多目的1箇所	便器は洗剤を使用しブラシで清掃 洗面台・鏡・床の清掃 トイレトーパーの補充	体育館及び屋外トイレ 平日清掃 グラウンドトイレ 週2回程度
体育館（2階） 玄関、廊下、ロビー、 更衣室	適したほうきによる掃き作業 床材に適したモップによる拭き	月2回程度
体育館（アリーナ倉庫） ゴミ箱	ゴミの回収及び清掃 ゴミ収集日におけるゴミの搬出	指定日

清掃日：日・祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く期間

作業時間：8時30分～11時30分までの3時間実働

- 4 本業務の実施にあたっては、事前に施設管理者と連絡をとり、必要な指示を受けることとする。
- 5 本業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないように留意するものとし、万一損害が生じた場合は、遅滞なく施設管理者と連絡をとり、必要な措置をとるものとする。
- 6 清掃業務従事者は、業務終了後清掃業務実施状況を日誌に記載し、施設管理者の検印を必要とする。
- 7 本仕様書に定めのない事項については、協議を行うものとする。

玉名市天水貯水槽清掃業務委託（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名	天水体育館
所 在 地	熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1
委 託 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

委託業務内容

飲用水の水質保全ため、天水体育館貯水槽の清掃業務（年 1 回）

1. 作業の概要

- （1）受水槽・高置水槽清掃（水抜き・消毒・水張り）及び受水槽・高置水槽の点検
さび、異物、沈殿物、き裂、マンホール、満減水警報装置、ボールタップ、フート弁、防虫網等
- （2）水質検査（清掃前後の遊離残留塩素量・水質検査）
- （3）その他機器の点検

2. 作業については、事前に協議の上実施し、業務完了後に写真及び報告書を提出すること。

玉名市横島体育館塩素滅菌機維持管理業務委託（仕様書）

塩素滅菌機維持管理業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施設名 横島体育館（熊本県玉名市横島町横島 3 8 0 8 番地）
機種名 塩素滅菌機 1 台

2. 業務内容

委託物件を最良の状態に維持することを目的とし、契約締結の日から以下の定期点検を行うものとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 塩素滅菌機の作動状況、点検及び調整 | 1 2 回 |
| ② 薬液注入量の点検及び調整 | 1 2 回 |
| ③ 薬液槽の点検及び清掃 | 1 2 回 |
| ④ 薬液の補給 | 1 2 回 |
| ⑤ 機械故障の修繕（必要に応じて別途見積書提示） | |
| ⑥ 残留塩素の測定及び調整（0.1 P P M以上） | 1 2 回 |

3. 業務完了後は、写真及び完了報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

5. 点検は、原則、平日行うこととする。

玉名市天水体育館塩素滅菌機維持管理業務委託（仕様書）

塩素滅菌機維持管理業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

1. 施設の内容

施設名 天水体育館（熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1）
機種名 塩素滅菌機 1 台

2. 業務内容

委託物件を最良の状態に維持することを目的とし、契約締結の日から以下の定期点検を行うものとする。

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 塩素滅菌機の作動状況、点検及び調整 | 1 2 回 |
| ② 薬液注入量の点検及び調整 | 1 2 回 |
| ③ 薬液槽の点検及び清掃 | 1 2 回 |
| ④ 薬液の補給 | 1 2 回 |
| ⑤ 機械故障の修繕（必要に応じて別途見積書提示） | |
| ⑥ 残留塩素の測定及び調整（0.1 PPM以上） | 1 2 回 |

3. 業務完了後は、完了報告書を提出すること。

4. 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

5. 点検は、原則、平日行うこととする。

玉名市岱明 B&G 海洋センター体育館警備委託業務（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名	岱明 B&G 海洋センター体育館
所 在 地	熊本県玉名市岱明町中土 5 9 0 番地
委 託 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで (指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする)

1. 委託業務内容

岱明 B&G 海洋センター体育館の火災・盗難及び不良行為の防止並びに安全を確保するための警備業務

- ① 火災・盗難の予防及び不法侵入者の防止並びに排除
- ② 事故確認時における関係機関への通報・連絡
- ③ 事故報告書の提出・機器の保守点検
- ④ その他警備に付随する事項について、両者協議の上で取り決めた事項

2. 警備状況報告書を翌月に提出すること。

3. 上記業務内容は、詳細を協議の上、警備計画書を作成し契約書に添付すること。

玉名市横島体育館警備委託業務（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名 横島体育館
所 在 地 熊本県玉名市横島町横島 3 8 0 8 番地
委 託 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
(指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする)

1. 委託業務内容

横島体育館の火災・盗難及び不良行為の防止並びに安全を確保するための警備業務

- ① 火災・盗難の予防及び不法侵入者の防止並びに排除
- ② 事故確認時における関係機関への通報・連絡
- ③ 事故報告書の提出・機器の保守点検
- ④ その他警備に付随する事項について、両者協議の上で取り決めた事項

2. 警備状況報告書を翌月に提出すること。

3. 上記業務内容は、詳細を協議の上、警備計画書を作成し契約書に添付すること。

玉名市天水体育館警備委託業務（仕様書）

業務の内容は、本仕様書に定めるところによる。

施 設 名 天水体育館
所 在 地 熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1
委 託 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
(指定管理期間中の複数年継続契約は可能とする)

1. 委託業務内容

天水体育館の火災・盗難及び不良行為の防止並びに安全を確保するための警備業務

- ① 火災・盗難の予防及び不法侵入者の防止並びに排除
- ② 事故確認時における関係機関への通報・連絡
- ③ 事故報告書の提出・機器の保守点検
- ④ その他警備に付随する事項について、両者協議の上で取り決めた事項

2. 警備状況報告書を翌月に提出すること。

3. 上記業務内容は、詳細を協議の上、警備計画書を作成し契約書に添付すること。

玉名市天水体育館防火対象物点検委託業務（仕様書）

この仕様書は、防火対象物点検委託の概要を示すものであり、本書に記載のない事項で、発注者が業務遂行に必要と認めた作業については、受注者は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 件名 天水体育館防火対象物点検委託

2 業務内容

1) 物件所在地 天水体育館 熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1

2) 業務期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

3) 目的

防火対象物点検委託については、消防関係法令に含まれており、早期の点検が義務付けられていることから、その点検と報告を行うことを目的とする。

4) 主な内容

- ①天水体育館について点検を行う。(法定点検で定められている期間 年 1 回)
- ②消防法令に基づく届け出に必要な書類を作成する。
- ③各種報告書を作成の上、管轄消防署へ提出する。
- ④事業完了後は、完了届及び成果品（控え）を提出する。

玉名市天水体育館特定建築物点検委託業務（仕様書）

この仕様書は、点検委託の概要を示すものであり、本書に記載のない事項で、発注者が業務遂行に必要と認めた作業については、受注者は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

1 件名 天水体育館特定建築物点検委託

2 業務内容

1) 物件所在地 天水体育館 熊本県玉名市天水町小天 7 2 3 7 番地 1

2) 業務期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3) 目的

特定建築物点検委託については、消防関係法令に含まれており、早期の点検が義務付けられていることから、その点検と報告を行うことを目的とする。

4) 主な内容

- ①天水体育館について点検を行う。(法定点検で定められている期間 3 年以内に 1 回)
- ②消防法令に基づく届け出に必要な書類を作成する。
- ③各種報告書を作成の上、管轄消防署へ提出する。
- ④事業完了後は、完了届及び成果品（控え）を提出する。